

「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者窓口」の設置について

東京都教育委員会において、本年4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を受け、教育職員等による児童・生徒へのわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントその他不適切な行為を早期に発見するため、外部弁護士による第三者相談窓口を開設されました。

「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」リンク

(東京都教育委員会ホームページ内)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html